# まちづくり委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第12号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

# 目 次

# 議案第12号

# 【川崎市手数料条例の一部を改正する条例】

●川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正	E概要 · · · · · · · · · 1
●川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新川	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
● (参考1)	
新設する手数料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
● (参考2)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する流	<b>长律</b>
(平成 27 年法律第 53 号) (抄) · · · · · · · · ·	1 9
● (参考3)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する流	<b>长律施行規則</b>
(平成28年国土交通省令第5号) (抄)	2 4
● (参考4)	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省合	÷
(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第1号	)(抄)・・・・・・・・・・・25

#### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

#### 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。

(公布:平成27年7月8日、施行:平成28年4月1日(誘導措置に係る規定の部分) 及び平成29年4月1日(規制措置に係る規定の部分))

#### エネルギー消費性能の表示

誘導措

置

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定 を受けると、その旨の表示をすることができる。

#### 省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、省エネ性能向上のための設備について一定の容積率の特例を受けることができる。

#### 特定建築物

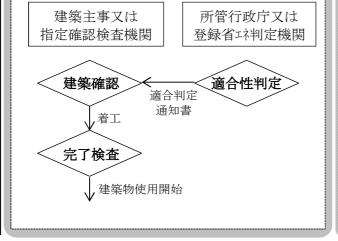
2,000m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物

#### 省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、省エネ基準への適合義務
- ② 省エネ基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動 させることにより、実効性を確保

制措置

規



#### その他の建築物

300㎡以上の建築物 ※特定建築物を除く

#### 届出

新築、増改築に係る計画の所 管行政庁への届出義務

〈省エネ基準に適合しない場合〉 必要に応じて所管行政庁が指 示・命令

#### <u>住宅事業建築主\*が新築する一戸</u> <u>建て住宅</u>

\*住宅の建築を業として行う建築主

#### 住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー制度)を定め、省エネ性能の向上を誘導

〈住宅トップランナー制度に適合しない場合〉 年間150戸以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令

#### 2 条例の主な改正内容

建築物エネルギー消費性能基準への適合義務に係る規定の部分が平成29年4月1日から施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料や建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査の手数料の新設等を行う。

# (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料の新設 (手数料条例第2条第257号、258号)

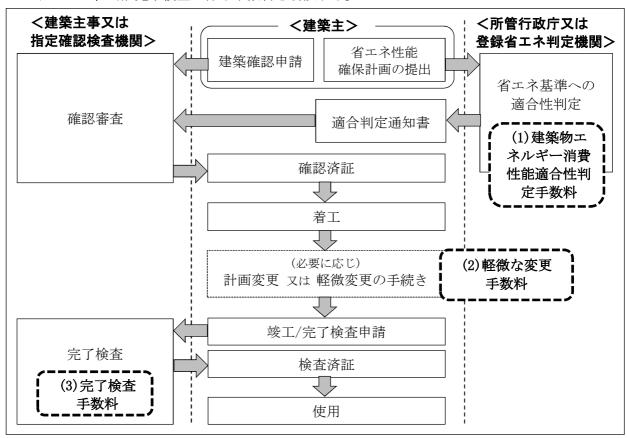
建築主は、特定建築物の新築等をしようとするときは、工事着手前に建築物エネルギー消費性能確保計画が基準に適合するかどうかの判定を受けることとされたため、 当該判定に係る審査手数料を新設する。

# (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る手数料の新設 (手数料条例第2条第264号)

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた、建築物エネルギー消費性能確保計画に変更が生じた場合、変更後の計画が再計算により基準適合が明らかであれば、改めて適合性判定を受ける必要のない軽微な変更として認められ、その旨を証明する書面の交付を求めることができることとされたため、当該書面の交付の申請に対する審査手数料を新設する。

# (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の完了検査に係る手数料の新設 (手数料条例第2条第192号)

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務化され、建築基準法に基づく建築基準関係規定とされたことに伴い、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る部分についても、建築基準法に基づく完了検査を行うこととされたため、当該完了検査に係る手数料を新設する。



3 施行期日: 平成29年4月1日

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表		
改正後	改正前	
○川崎市手数料条例	○川崎市手数料条例	
昭和25年3月29日条例第6号	昭和25年3月29日条例第6号	
第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、 <u>第269号</u> の手数料 については、月ごとに徴収することができる。	第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、 <u>第265号</u> の手数料 については、月ごとに徴収することができる。	
(1) ~(188) 略	(1) ~(188) 略	
(189) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)	(189) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)	
の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定	の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定	
に基づく通知に対する審査	に基づく通知に対する審査	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円	
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円	

- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円
- と 古て使の A コンドゥ coo ボナン しょ オヤン E coo ボナン しょ N ナ の オ の ユ / (h) エーナ ユ co co C T
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円
- コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円
- サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。
- ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに 掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替を し、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (190) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は<u>同法</u>第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査
- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 240,000円
- コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 300,000円

- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを紹え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを紹え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円
- コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円
- サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円

床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。

- ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに 掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替を し、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (190) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査
- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 240,000円
- コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 300,000円

- サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 610,000円
  - 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床 而積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっ ては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- (191) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中 間給査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係 る完了検査
- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを紹え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 24,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 31,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 55,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 75,000円
- キ 床面積の合計が2.000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 110,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 180,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 230,000円
- コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円
- サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 600,000円
- 床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。
- (192) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了檢(新規) 査(当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建 築物省エネ法」という。) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定により建築 物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建 築物(以下この号において「判定建築物」という。)が含まれる場合に限る。)
- ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定 する額を加えた額
- (ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
- (イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円
- (ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円
- (エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円
- (カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円
- イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規 定する額を加えた額
- (ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済 産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第257号及び第259号において「基準省令」という。)第1条 第1項第1号イ又は口に規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲 げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額
  - a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
  - b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも の 38,000円
  - c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の

- サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 610,000円
- 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く、)にあっては当該建築に係る部分の床 面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっ ては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- (191) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中 間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係 る完了検査
- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1 件につき 24,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 55,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 75,000円
- キ 床面積の合計が2.000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 110,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 180,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 230,000円
- コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円
- サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 600,000円 床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。

- もの 95,000円
- <u>d</u> 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円
- f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円
- (イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額

非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。

(193)~ (195) 略

(196) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 第189号に規定する額に昇降機1基につき第194号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額

(197)~ (246) 略

- (247) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査
- ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する 額

- a 1戸 6,000円
- b 2 戸以上 5 戸以下 12,000円
- c 6 戸以上10戸以下 21,000円
- d 11戸以上30戸以下 31,000円
- e 31戸以上50戸以下 58,000円
- f 51戸以上100戸以下 99,000円
- g 101戸以上200戸以下 160,000円
- h 201戸以上300戸以下 200,000円
- i 301戸以上 210,000円
- (イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に 規定する額
- a 1戸 9,100円
- b 2 戸以上 5 戸以下 18,000円

(192)~ (194) 略

(195) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 第189号に規定する額に昇降機1基につき第193号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額

(196)~ (245) 略

- (246) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査
- ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する 額

- a 1戸 6,000円
- b 2 戸以上5 戸以下 12,000円
- c 6 戸以上10戸以下 21,000円
- d 11戸以上30戸以下 31,000円
- e 31戸以上50戸以下 58,000円
- f 51戸以上100戸以下 99,000円
- g 101戸以上200戸以下 160,000円
- h 201戸以上300戸以下 200,000円
- i 301戸以上 210,000円
- (イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に 規定する額
- a 1戸 9,100円
- b 2 戸以上 5 戸以下 18,000円

c 6 戸以上10戸以下 32,000円

- d 11戸以上30戸以下 46,000円
- e 31戸以上50戸以下 87,000円
- f 51戸以上100戸以下 150,000円
- g 101戸以上200戸以下 250,000円
- h 201戸以上300戸以下 300,000円
- i 301戸以上 320,000円
- イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯(く)体の倒壊等防止に係るものに限る。)に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号口に規定する限界耐力計算によるものを除く。第249号において同じ。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

改正後

1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- (ア) 1戸 15,000円
- (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円
- (ウ) 6 戸以上10戸以下 92,000円
- (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円
- (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円
- (ケ) 301戸以上 1,400,000円
- ウ ア又はイ以外の場合

1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- (ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する 額
- a 1戸 45,000円
- b 2 戸以上 5 戸以下 110,000円
- c 6 戸以上10戸以下 170,000円
- d 11戸以上30戸以下 340,000円
- e 31戸以上50戸以下 600,000円
- f 51戸以上100戸以下 1,000,000円
- g 101戸以上200戸以下 1,900,000円
- h 201戸以上300戸以下 2,700,000円
- i 301戸以上 3,400,000円
- (イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に 規定する額
- a 1戸 68,000円
- b 2 戸以上 5 戸以下 160,000円
- c 6 戸以上10戸以下 260,000円
- d 11戸以上30戸以下 510,000円

c 6 戸以上10戸以下 32,000円

- d 11戸以上30戸以下 46,000円
- e 31戸以上50戸以下 87,000円
- f 51戸以上100戸以下 150,000円
- g 101戸以上200戸以下 250,000円
- h 201戸以上300戸以下 300,000円
- i 301戸以上 320,000円
- イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯(く)体の倒壊等防止に係るものに限る。)に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。<u>第248</u> 号において同じ。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

改正前

1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- (ア) 1戸 15,000円
- (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円
- (ウ) 6 戸以上10戸以下 92,000円
- (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円
- (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円
- (ケ) 301戸以上 1,400,000円
- ウ ア又はイ以外の場合

1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する 額

- a 1戸 45,000円
- b 2 戸以上 5 戸以下 110,000円
- c 6 戸以上10戸以下 170,000円
- d 11戸以上30戸以下 340,000円
- e 31戸以上50戸以下 600,000円
- f 51戸以上100戸以下 1,000,000円
- g 101戸以上200戸以下 1,900,000円
- h 201戸以上300戸以下 2,700,000円
- i 301戸以上 3,400,000円
- (イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に 規定する額
- a 1戸 68,000円
- b 2 戸以上 5 戸以下 160,000円
- c 6 戸以上10戸以下 260,000円
- d 11戸以上30戸以下 510,000円

- e 31戸以上50戸以下 910,000円 f 51戸以上100戸以下 1,600,000円
- g 101戸以上200戸以下 2,900,000円
- h 201戸以上300戸以下 4,100,000円
- i 301戸以上 5,000,000円

(248) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査

改正後

1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(第194号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第189号に規定する額に昇降機1基につき<u>第194号</u>に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第250号において同じ。)を加えた額

- (249) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号から第251号までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査
- ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準 に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第247号ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数(以下この号において「既認定戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ $\frac{\hat{g}247$  号A (P) から(f) までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ウ ア又はイ以外の場合

1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第247号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(250)  $\sim$  (252) 略

- (253) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査
- ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 は登録住宅性能評価機関(第255号、第259号、第261号及び第263号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、<u>第255</u> 号、第259号、第261号及び第263号において同じ。) 1件につき 4,900円

改正前

- e 31戸以上50戸以下 910,000円
- f 51戸以上100戸以下 1,600,000円
- g 101戸以上200戸以下 2,900,000円
- h 201戸以上300戸以下 4,100,000円
- i 301戸以上 5,000,000円
- (247) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査

1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(第193号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第189号に規定する額に昇降機1基につき第193号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第249号において同じ。)を加えた額

- (248) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(以下この号から<u>第250</u>号までにおいて「変更認定申請」という。) に対する審査
- ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準 に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場 合

1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第246号ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数(以下この号において「既認定戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ<u>第246号イ(ア)</u>から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ウ ア又はイ以外の場合

1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ<u>第246号ウ(ア)又は(イ)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(249)~(251) 略

- (252) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査
- ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関(第254号、第256号、第258号及び第260号において「登録建築物調査機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合(ア)一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第254号、第256号、第258号及び第260号において同じ。) 1件につき 4,900円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 定する額

改正後

- a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 1戸 4,900円
  - (b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600円
  - (c) 6 戸以上10戸以下 16,000円
  - (d) 11戸以上25戸以下 27,000円
  - (e) 26戸以上50戸以下 45,000円
  - (f) 51戸以上100戸以下 81,000円
  - (g) 101戸以上200戸以下 130,000円
  - (h) 201戸以上300戸以下 160,000円
  - (i) 301戸以上 170,000円
- b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号に おいて同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9.600円
  - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
  - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
  - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000 円
  - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000 円
  - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分をいう。以下この号において同じ。) 次 に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000 ロ
- (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
- (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第255号、第259号及び第261号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円
  - (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住 戸の総数の区分に応じ次に規定する額
  - a 1戸 8,800円

- 改正前
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 定する額
- a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
- (a) 1戸 4,900円
- (b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600円
- (c) 6 戸以上10戸以下 16,000円
- (d) 11戸以上25戸以下 27,000円
- (e) 26戸以上50戸以下 45,000円
- (f) 51戸以上100戸以下 81,000円
- (g) 101戸以上200戸以下 130,000円
- (h) 201戸以上300戸以下 160,000円
- (i) 301戸以上 170,000円
- b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号に おいて同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9.600円
  - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
  - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
  - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000 円
  - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000 円
  - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分をいう。以下この号において同じ。) 次 に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
  - (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
  - (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000
  - (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
  - (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
  - (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第254号、第256号及び第258号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住 戸の総数の区分に応じ次に規定する額
  - a 1戸 8,800円

b 2 戸以上 5 戸以下 23,000円

- c 6 戸以上10戸以下 30,000円
- d 11戸以上25戸以下 43,000円
- e 26戸以上50戸以下 64,000円
- f 51戸以上100戸以下 100,000円
- g 101戸以上200戸以下 150,000円
- h 201戸以上300戸以下 190,000円
- i 301戸以上 200,000円
- ウ ア又はイ以外の場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規 定する額

改正後

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 定する額
  - a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
    - (a) 1戸 34,000円
    - (b) 2 戸以上 5 戸以下 69,000円
    - (c) 6 戸以上10戸以下 97,000円
    - (d) 11戸以上25戸以下 140,000円
    - (e) 26戸以上50戸以下 200,000円
    - (f) 51戸以上100戸以下 280,000円
    - (g) 101戸以上200戸以下 380,000円
    - (h) 201戸以上300戸以下 500,000円
    - (i) 301戸以上 590,000円
  - b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
    - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
    - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
    - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000 円
    - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000 円
    - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000 ロ
    - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
  - c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
    - (a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
    - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円
    - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円

b 2 戸以上 5 戸以下 23,000円

- c 6 戸以上10戸以下 30,000円
- d 11戸以上25戸以下 43,000円
- e 26戸以上50戸以下 64,000円
- f 51戸以上100戸以下 100,000円
- g 101戸以上200戸以下 150,000円
- h 201戸以上300戸以下 190,000円
- i 301戸以上 200,000円
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規 定する額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34.000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 定する額
- a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 1戸 34,000円
  - (b) 2 戸以上 5 戸以下 69,000円
  - (c) 6 戸以上10戸以下 97,000円
  - (d) 11戸以上25戸以下 140,000円
  - (e) 26戸以上50戸以下 200,000円
  - (f) 51戸以上100戸以下 280,000円
  - (g) 101戸以上200戸以下 380,000円
  - (h) 201戸以上300戸以下 500,000円
  - (i) 301戸以上 590,000円
- b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
  - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
  - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000 円
  - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000 ロ
  - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000 ロ
  - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
- c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
- (a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円

- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの790,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円
- (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円
- 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000 円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの390,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円
- (254) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査
- 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第194号に規定する額を加えた額。第256号において同じ。)又は第194号に規定する額を加えた額
- (255) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。) の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査
- ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に 掲げる基準に適合する旨を<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等</u>が証する書類が当該変更認定申請に 係る申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
  - a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第253号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第253号ア(イ)</u>の規定により算定した額
- イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る 申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額
  - a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第253号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
  - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第253号イ(イ)</u>の規定により算定した額

- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000四
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円
- (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円
- (253) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査
- 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に<u>第193号</u>に規定する額を加えた額。<u>第255号</u>において同じ。)又は第193号に規定する額を加えた額
- (254) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認 定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。) に対する審査
- ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に 掲げる基準に適合する旨を<u>登録建築物調査機関等</u>が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付さ れている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第252号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第252号ア(イ)</u>の規定により算定した額 イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る 申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第252号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を 乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第252号イ(イ)</u>の規定により算定し た額

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
  - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
  - a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第253号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第253号ウ(イ)の規定により算定した額 (256) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第194号に規定する額を加えた額
- (257) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に 係る建築物エネルギー消費性能適合性判定
- ア 新築の場合

ウ ア又はイ以外の場合

- (ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている 場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
  - b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
  - c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
  - d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
  - e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
  - f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
- (イ) (ア) 以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
  - b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
  - c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
  - d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
  - e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
  - f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- イ 増築又は改築の場合
- (ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ基準省令第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合
- a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- (a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
- (b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の もの 370,000円
- (c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 のもの 530,000円
- (d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円

改正前

- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19.000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第252号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第252号ウ(イ)の規定により算定した額 (255) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基 づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額

(新規)

(d) 11戸以上25戸以下 27,000円 (e) 26戸以上50戸以下 45,000円

(f) 51戸以上100戸以下 81,000円

(g) 101戸以上200戸以下 130,000円

(h) 201戸以上300戸以下 160,000円

(i) 301戸以上 170,000円

改正後 改正前 (e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未 満のもの 770.000円 (f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円 b a以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円 (b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも の 150,000円 (c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 のもの 240,000円 (d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 のもの 310,000円 (e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25.000平方メートル未 満のもの 370,000円 (f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円 (イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額 非住宅部分の床面積の合計の算定については、第192号の非住宅部分の床面積の算定方法を準用する。 (258) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の (新規) 変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額 ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物 エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「判定済計画」という。)に係る建築物の部分につい て前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額 イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額 (259) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下こ (256) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」とい の号及び次号において「認定申請」という。) に対する審査 う。) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号 において「認定申請」という。) に対する審査 ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に 適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付 適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 定する額 定する額 a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分をいう。以下この号、 a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分をいう。以下この号、 第261号及び第263号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 第258号及び第260号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 (a) 1戸 4.900円 (a) 1戸 4.900円 (b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600円 (b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600円 (c) 6 戸以上10戸以下 16,000円 (c) 6 戸以上10戸以下 16,000円

(d) 11戸以上25戸以下 27,000円

(e) 26戸以上50戸以下 45,000円

(f) 51戸以上100戸以下 81,000円

(g) 101戸以上200戸以下 130,000円

(h) 201戸以上300戸以下 160,000円

(i) 301戸以上 170,000円

b 共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。 以下この号及び第263号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

改正後

- (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000 円
- (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000 円
- (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- c 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び<u>第263号</u>に おいて同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
  - (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
  - (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000 ロ
  - (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの130,000円
  - (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
  - (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に 添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) a に規定する額
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規 定する額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円
  - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規 定する額
  - a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
    - (a) 1戸 34,000円
    - (b) 2 戸以上 5 戸以下 69,000円
    - (c) 6 戸以上10戸以下 97,000円
    - (d) 11戸以上25戸以下 140,000円
    - (e) 26戸以上50戸以下 200,000円
    - (f) 51戸以上100戸以下 280,000円
    - (g) 101戸以上200戸以下 380,000円
    - (h) 201戸以上300戸以下 500,000円

- b 共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。 以下この号及び第260号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
  - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
  - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
  - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000 円
  - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000 ロ
  - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- c 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び<u>第260号</u>に おいて同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
  - (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
  - (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000 円
  - (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
  - (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
  - (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円
- イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に 添付されている場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額
  - (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) a に規定する額
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規 定する額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円
  - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
  - a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 1戸 34,000円
  - (b) 2 戸以上 5 戸以下 69,000円
  - (c) 6 戸以上10戸以下 97,000円
  - (d) 11戸以上25戸以下 140,000円
  - (e) 26戸以上50戸以下 200,000円
  - (f) 51戸以上100戸以下 280,000円
  - (g) 101戸以上200戸以下 380,000円
  - (h) 201戸以上300戸以下 500,000円

- (i) 301戸以上 590,000円
- b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
  - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
  - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000 円
  - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000 円
  - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000 円
  - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
- c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
  - (a) <u>基準省令</u>第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合

次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000四
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの770,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
- (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000四
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- (260) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査
  - 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に<u>第194号</u>に規定する額を加えた額。第262号において同じ。)又は第194号に規定する額を加えた額
- (261) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 (工事の着手予 <u>定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。</u>) の認定の申請 (以下この号及び次号において「変更認定申請」 という。) に対する審査

(i) 301戸以上 590,000円

- b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円

- (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
- (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000 円
- (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000 円
- (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000 円
- (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
- c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
- (a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) 第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
  - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
  - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
  - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
  - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
- (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
- 31 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000240,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- (257) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省 エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査
  - 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に<u>第193号</u>に規定する額を加えた額。第259号において同じ。)又は第193号に規定する額を加えた額
- (258) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 (以下この号及び次号において「変更認定申請」という。) に対する審査

- ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合
  - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円
  - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
    - a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第259号ア(イ)</u>の規定により算定した額に 2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第259号ア(イ)</u>の規定により算定した額イ変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第259号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を 乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第259号イ(イ)</u>の規定により算定した額
- ウ アマはイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
  - a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第259号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第259号ウ(イ)</u>の規定により算定した額 (262) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認 申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審 香
- 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は<u>第194号</u>に規定する額を加えた額 (263) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査
- ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
  - 1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第259号アに規定する額
- イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

- ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を<u>登録建築物調査機関等</u>が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている 場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第256号ア(イ)</u>の規定により算定した額に 2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第256号ア(イ)</u>の規定により算定した額イ変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第256号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を 乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第256号イ(イ)</u>の規定により算定した額
- ウ アマはイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第256号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第256号ウ(イ)</u>の規定により算定した額 (259) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認 申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審 香
- 1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は<u>第193号</u>に規定する額を加えた額 (260) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査
- ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
  - 1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第256号アに規定する額
- イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第259号イに規定する額

- ウ アマはイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規
  - a 建築物エネルギー消費性能基進等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設 計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算され ている場合 第259号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額
  - b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
  - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
  - a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
    - (a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第259号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区 分に応じ同号ウ(イ) a に規定する額
    - (b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
    - i 1戸 17,000円
    - ii 2 戸以上5 戸以下 33,000円
    - iii 6 戸以上10戸以下 48,000円
    - iv 11戸以上25戸以下 71,000円
    - v 26戸以上50戸以下 110,000円
    - vi 51戸以上100戸以下 160,000円
    - vii 101戸以上200戸以下 230,000円
    - viii 201戸以上300戸以下 290,000円
    - ix 301戸以上 340,000円
  - b 共用部分 第259号ウ(イ)bに掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)bに規定する額
  - c 非住宅部分 第259号ウ(イ) c に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ) c に規定する額
- (264) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 が軽微な変更に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請 に対する審査 1件につき 第257号に規定する額に2分の1を乗じて得た額

(265)~(285) 略

第5条 第2条第283号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同第5条 第2条第279号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同 条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。

第6条~第9条 略

改正前

- 1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第256号イに規定する額
- ウ アマはイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規 定する額
- a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省会第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設 計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算され ている場合 第256号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額
- b a以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
  - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
- a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
  - (a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第256号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区 分に応じ同号ウ(イ) a に規定する額
  - (b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
  - i 1戸 17,000円
  - ii 2 戸以上5 戸以下 33,000円
  - ⅲ 6 戸以上10戸以下 48,000円
  - iv 11戸以上25戸以下 71,000円
  - v 26戸以上50戸以下 110,000円
  - vi 51戸以上100戸以下 160,000円
  - vii 101戸以上200戸以下 230,000円
  - viii 201戸以上300戸以下 290,000円
  - ix 301戸以上 340,000円
- b 共用部分 第256号ウ(イ)bに掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)bに規定する額
- c 非住宅部分 第256号ウ(イ)cに掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額

(261)~(281) 略

条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。

第6条~第9条 略

#### 新設する手数料一覧

# (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の完了検査に係る手数料 (手数料条例第 192 号)

ア 新築に係る完了検査 床面積に応じて次の表から金額を算出

非住宅部分の 床面積の合計※	完了検査 手数料
300 ㎡未満	19,000円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	38,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	95,000 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	140,000 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	180,000 円
25,000 ㎡以上	220,000 円

※非住宅部分の床面積の合計:工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する 判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除く。以下同じ。

#### イ 増築又は改築に係る完了検査

(ア) 既存部分について仮想数値を用いる場合 床面積に応じて次の表から金額を算出

増築又は改築に係る 非住宅部分の床面積の合計	完了検査 手数料
300 ㎡未満	19,000 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	38,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	95,000 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	140,000 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	180,000 円
25,000 m²以上	220,000 円

(イ) 既存部分について仮想数値を用いない場合 (1) アに規定する額

# (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料 (手数料条例第 257 号)

ア 新築の場合 床面積に応じて次の表から金額を算出

	評価方法	
非住宅部分の床面積の合計	標準入力法 主要室入力法 [第 257 号ア(ア)]	モデル建物法 [第 257 号ア(イ)]
300 ㎡未満	230,000 円	87,000円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	370,000 円	150,000円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	530,000 円	240,000円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	650,000 円	310,000円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	770,000 円	370,000円
25,000 ㎡以上	870,000 円	440,000 円

#### イ 増築又は改築の場合

(ア) 既存部分について仮想数値を用いる場合 床面積に応じて次の表から金額を算出

	評価	
増築又は改築に係る 非住宅部分の床面積の合計	標準入力法 主要室入力法 [第 257 号イ(ア) a]	モデル建物法 [第 257 号イ(ア) b]
300 ㎡未満	230,000 円	87,000 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	370,000 円	150,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	530,000 円	240,000 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	650,000 円	310,000円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	770,000 円	370,000 円
25,000 ㎡以上	870,000 円	440,000 円

<sup>(</sup>イ) 既存部分について仮想数値を用いない場合 (2) アに規定する額

# (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画(変更)の適合性判定に係る手数料 (手数料条例第 258 号)

ア 建築物エネルギー消費性能基準適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保 計画(以下「判定済計画」という。)に係る建築物の部分 (2)に規定する額に2 分の1を乗じて得た額

イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分 (2) に規定する額

### (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る手数料 (手数料条例第 264 号)

1件につき (2)に規定する額に2分の1を乗じて得た額

#### ■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(抄)

平成27年7月8日 法律第53号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- 一 建築物 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第一号に規定する建築物 をいう。
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(第六条第一項及び第二十九条第一項において「空気調和設備等」という。)において消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。
- 三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
- 四 建築主等 建築主(建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(略)

- 第三章 建築主が講ずべき措置
- 第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

- 第十一条 建築主は、特定建築行為(特定建築物(居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分(以下「住宅部分」という。)以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。)の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。)の新築若しくは増築若しくは改築(非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。)又は特定建築物以外の建築物の増築(非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。)をいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
- 2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。 (建築物エネルギー消費性能適合性判定)
- 第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。)を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)を受けなければならない。
- 2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
- 3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。
- 4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。
- 5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載に よっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適 合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理

由を記載した通知書を同項の期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に当該提出者に交付しなければならない。

- 6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。)である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。)に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。)について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間(同条第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。
- 8 建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。
- 9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

- 第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の機関の長が 行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項 から第九項までの規定に定めるところによる。
- 2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、 建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能 適合性判定を求めなければならない。
- 3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エ

ネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた 日から十四日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。)について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 国等の機関の長は、前項の場合において、建築基準法第十八条第三項の期間(同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。
- 9 建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が特定建築行 為に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知 書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することがで きる。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

- 第十四条 所管行政庁は、第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政 庁は、当該建築物が第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、 直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をと

るべきことを要請しなければならない。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の 実施等)

- 第十五条 所管行政庁は、第三十九条から第四十二条までの規定の定めるところにより国 土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。) に、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消 費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行 う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規 定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登 録を受けた者」とする。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。)の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。 (略)

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(抄)

平成28年1月29日 国土交通省令第5号

(略)

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十一条 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第七条第五項、同法第七条の二第 五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、そ の計画の変更が第三条 (第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。) の軽微 な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー 消費性能判定機関に求めることができる。

(略)

#### ■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(抄)

平成28年1月29日 経済産業省・国土交通省令第1号

第一章 建築物エネルギー消費性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準)

- 第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
  - 一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)を除く。第八条第一号において「非住宅建築物」という。) 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
    - イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を超えないこと。
    - ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
  - 二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。第八条第二号において「住宅」という。) 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
    - イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
      - (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住

戸をいう。以下同じ。)の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。)の面積で除した数値をいう。以下(1)において同じ。)及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下(1)において同じ。)の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)において同じ。)が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度に つきワット)	
_	〇・四六	_
=	〇・四六	_
三	〇・五六	_
四	〇・七五	_
五	〇・八七	三・○
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	_	三・二

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
  - (1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
  - (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に 適合すること。
- 三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか(法第十一条第一項に規定する特定建築行為(法附則第三条第一項に規定する特定増改築を除く。)に係る建築物にあっては、 イ)に適合するものであること。

- イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。
- ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。
  - (1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
  - (2) 住宅部分が前号イに適合すること。
- 2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。(略)